

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 21 日

一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人の経営情報等の報告に関するリーフレットについて（周知依頼）

昨年 8 月の改正医療法施行により、令和 5 年 8 月 1 日以降に決算期を迎えた医療法人は、毎会計年度終了後 3 月以内（外部監査の対象となる医療法人は 4 月以内）に、開設する病院又は診療所ごとの収益及び費用等の情報を都道府県知事に報告することとされています。

今般、より幅広い関係者の皆さまに知っていただくため、別紙のとおりリーフレットを作成しました。

貴会におかれましても、貴会員病院の皆さまにお知らせいただきますようお願い申し上げます。